

福岡市福祉のまちづくり条例施行規則を改正します

バリアフリー法施行規則の改正に伴い、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則及び事前協議に関する様式(チェックリスト)を定める要綱の改正を行います。

1.改正概要

条例施行規則別表第 3 の1-建築物の表第 11 の項において、以下の改正を行う。

11客席及び舞台	整備箇所	【現行】条例規則	【改正】条例規則
第1項	席数	客席の総数が ※A=客席 400 \geq A : 2以上 400<A : 2+400を超える客席数 200ごとに1を加えて 得た数以上	客席の総数が ※A=客席 200 \geq A : A \times 1/50以上 200<A \leq 2000 : A \times 1/100+2以上 2000<A : A \times 75/10000+7以上
第2項	第1号 幅	90cm以上	90cm以上
	第2号 奥行き	150cm以上	150cm以上
	第3号 床(仕様)	水平で粗面(滑りにくい材料での仕上げ) 転落防止のストッパーを設置	水平で粗面(滑りにくい材料での仕上げ) 転落防止のストッパーを設置
	第4号 構造	(視認性の規定なし) 補聴設備、舞台への経路に関する規定あり	車いす使用者が舞台等を容易に視認できる構造 とすること ※補聴設備、舞台への経路に関する規定は改正 なし
	第5号 その他	(同伴者用の規定なし)	同伴者用の客席又はスペースを当該車いす使用 者用客席に隣接して設けること
第3項	設置場所	(分散設置の規定なし)	客席の総数が200を超える場合には、2箇所以 上に分散

2.施工期日

令和4年10月1日

3.特定施設等整備項目表(チェックリスト)のダウンロード先

福岡市 HP > くらし・手続き > 住まい・引越し > 建築に関する手続き等>

福祉に関する手続き > 建築物の福祉協議について

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/shinsa/life/hukusikyougi.html>

【参考】建築物移動等円滑化誘導基準の改正概要(令和4年10月1日施行)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001474965.pdf>